

全ト協発 第265号 (企)

平成23年8月9日

都道府県トラック協会

会 長 殿

社団法人 全日本トラック協会

会 長 星野 良三

荷主との取引に関する調査について (お願い)

平素は、当協会の事業運営等につきまして種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公正取引委員会では、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条9項6号の規定に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)を定め、物流取引の公正化に取り組んでおります。今年度は、先般、発生した東日本大震災の影響等も踏まえ、物流特殊指定上問題があると思われる荷主の情報をより多く把握し、違反行為に対して厳正に対処するために8月4日から書面調査を実施しておりますので、調査を実施するにあたり、調査の主旨や目的を十分に理解し、より多くの方からご回答いただけるよう、会報やホームページに掲載するなど可能な範囲で周知してほしいとの協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対しまして、公正取引委員会がこのような調査を実施しておりますことを周知していただきますとともに、優越的地位の濫用を防止する観点から物流特殊指定上問題があると思われる荷主の情報を積極的にご回答いただきますようご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

平成23年8月8日

物流事業者団体
代表者 殿

公正取引委員会事務総局経済取引局
取引部企業取引課長 藤本 哲也

荷主との取引に関する調査について（協力依頼）

謹啓 貴団体におかれましては、日頃から公正取引委員会の活動に御協力いただきありがとうございます。

公正取引委員会は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）を定め、物流取引の公正化への取組として物流事業者を対象とする書面調査を毎年実施しているところ、今年度は、先般、発生した東日本大震災の影響等も踏まえ、物流特殊指定上問題があると思われる荷主の情報を積極的に収集し、違反行為に対して厳正に対処するための書面調査を物流事業者の皆様に対し、実施することとなりました。

つきましては、公正取引委員会が本調査を実施することを、貴団体傘下の会員（貴団体の傘下団体の会員を含みます。）に対し、会報や会員向けのホームページに掲載するなど可能な範囲で周知していただきますようお願いいたします。また、会員各社から貴団体又は貴団体の傘下団体に対し、本調査の実施に関するお問い合わせがありました際には、下記問い合わせ先を御紹介いただくか、公正取引委員会の実施している書面調査である旨お伝えいただければ幸いです。

御多忙中のところ誠に恐縮ですが、御協力いただきますようお願いいたします。

御不明な点等ございましたら、以下の担当にお問い合わせください。

謹白

問い合わせ先

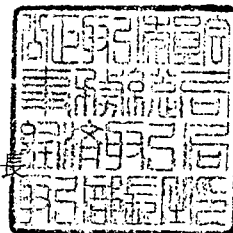
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

担当：小林、田中

電話 03-3581-1882（直通）

物流事業者
代表者 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長



荷主との取引に関する調査について（協力依頼）

公正取引委員会は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）を定め、それに該当する独占禁止法違反行為がないかどうかを監視しています（物流特殊指定の概要については同封のパンフレット「物流特殊指定」を御参照ください。）。

このたび、物流特殊指定上問題があると思われる荷主の情報をより多く把握し、違反行為に対して厳正に対処するため、貴社を含む物流事業者の皆様へ、書面調査への協力を依頼することとなりました。大変お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領により、本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、東日本大震災による被害等により回答が困難な場合は、相談に応じていますので、下記問い合わせ先に御連絡ください。

公正取引委員会は情報の取扱いには細心の注意を払い、荷主に対し実際に調査を行う場合には、情報源が荷主に決して知られることのないよう万全を期しております。また、貴社の回答内容については、本調査及び今後同様の調査を実施する際の参考とさせていただく以外の目的で使用することは一切ありませんので、ありのままの事実を回答してください。

記

- 1 提出物 「荷主との取引に関する調査票」（クリーム色の冊子です。）
- 2 提出期限 平成23年9月2日（金）
- 3 提出方法 同封の返信用封筒（切手不要）を御利用ください。
- 4 お 願 い 後日、担当者から照会させていただく場合がありますので、「荷主との取引に関する調査票」（クリーム色の冊子）の写しの保存をお願いします。
- 5 問い合わせ先
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課
電 話 03-3581-1882（物流調査担当直通）
受付時間 平日9:30～12:00, 13:00～18:00